

市立学校給水機賃貸借仕様書

1 業務名

ウォーターサーバー（給水機）設置及び保守業務

2 契約期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで（60 か月）

なお、契約締結日から契約開始日までの期間は、設置準備および設置作業期間とし、賃貸借期間には含まれないものとする。（本仕様書における契約開始日とは、全台の設置および動作確認が完了し、発注者が使用可能であることを確認した日をいう。）

3 設置施設および設置台数

- (1) 設置施設：豊中市立学校 52 校
- (2) 設置台数：各校 4 台、合計 208 台
- (3) 各校における詳細な設置場所は、落札後に発注者（市）と受注者が協議のうえ決定する。

4 給水機の仕様

- (1) 給水方式
 - ・プラスチックごみ削減等の環境配慮の観点から、水道直結式であること。
- (2) 給水温度
 - ・常温水および冷水（概ね 10℃以下）が容易に切替可能であること。
 - ・温水は給水できない仕様であること。
- (3) 衛生対策
 - ・給水口とマイボトル等の容器が直接接触しにくい構造であること。
 - ・学校施設での使用を考慮し、十分な衛生対策が講じられていること。
- (4) 形状および寸法
 - ア スタンド式 幅 400mm×奥行 600mm×高さ 1,400mm を超えないこと。
 - イ 卓上式 幅 300mm×奥行 500mm×高さ 550mm を超えないこと。

なお、卓上式を設置する場合は、床面から概ね 850mm 程度の高さとなるよう、専用の台等を受注者において用意すること。
- (5) 冷水の供給能力
 - ・多人数が連続して利用する学校施設での使用を想定し、冷水を一定量安定して供給できる構造であること。
 - ・冷水タンク又はこれと同等の機構を有すること。
- (6) 浄水性能
 - ・水道水中の不純物等を低減する浄水フィルターを備えていること。
 - ・フィルターは定期的に交換され、性能が維持されること。

(7) 視認性・操作性

- ・給水機の稼働状態又は水量・温度等の状況が、利用者又は管理者に容易に確認できること。

(8) 学校施設への適合性

- ・児童・生徒の利用を想定し、操作が容易で安全性に配慮された構造であること。

5 設置作業に関する要件

- (1) 設置にあたっては、事前に発注者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 給水機の設置、撤去、移設等は受注者の責任において行うこと。
- (3) 設置作業に伴い発生する不要物は、受注者の責任において適切に処分すること。
- (4) 上記に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

6 保守管理に関する要件

- (1) 賃貸借期間中、6 か月に 1 回以上の定期点検を行うこと。
- (2) 故障等の不具合が発生した場合は、速やかに対応し正常な状態に回復させること。
- (3) 直ちに機能回復が困難な場合は、代替機を設置すること。

7 費用負担区分

- (1) 設置、保守、修理、部品交換等に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- (2) 電気代および水道代は、発注者の負担とする。

8 支払方法

本契約に係る賃借料は、月額払いとし、受注者は、毎月所定の手続により請求を行うものとする。支払方法、支払時期及び請求方法の詳細については、契約書に定めるところによる。

9 公平性の確保

- (1) 本仕様書は、特定のメーカー、製品又は方式を指定するものではない。
- (2) 本仕様書に定める要件を満たす限り、同等性能を有する製品の提案を妨げない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

担当者 教育総務課 岸田 連絡先 TEL 06-6858-2568
